

取 扱 基 準

名 称	母子家庭就労対策費（扶助費以外）
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に効果的な資格取得のため講座等を受講する場合に、その経費の一部を支給する。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	未就労者⇒就労決定者、就労者⇒給与等就労条件改善者が給付金支給者の70%以上 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が、以下の講座の受講のために支払った費用 1. 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による「一般教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座 2. その他、上記に準じ市長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座
補助額及びその算定方法又は補助率	母子家庭の母又は父子家庭の父が対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額等。また、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による「一般教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練給付金」を受け取るものについては、上記金額との差額に相当する額。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 国が定めた基本方針による(上限20万円、ただし経費の60%に相当する額が1万2千円を超えない場合は対象外)※各種条件あり
開始時期	令和 7年 4月 1日
評価の時期	令和 9年 9月30日
終 期	令和 10年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 母子家庭の母に対する給付という性質上、補助事業者自身による情報の公表は、プライバシー保護のため差し控えるものとする。
	〔媒体〕
担当部署	こども未来部 こども政策課 助成給付グループ 電 話 025 - 226 - 1202 (直通) 31202 (内線) e-mail mirai@city.niigata.lg.jp